

【2008.12 No.12】

証券税制への期待 小口投資家優遇税制の導入

2008年10月に発表された政府の緊急経済対策、いわゆる『生活対策』の中に、金融証券税制の一環として「小額投資のための簡素な優遇措置を創設する」との一文が盛り込まれました。まだ、具体的な内容は不明ですが、8月末に金融庁が平成21年度税制改正要望項目として挙げた「日本版ISA(小口の継続的長期投資非課税制度)」がそれに近い制度と見られています。日本版ISAが要望された直後に当研究所が行ったアンケート調査では、多くの方がこれを評価しています。

■ 日本版ISAとは

ISAとはIndividual Savings Accountの頭文字をとったもので、「個人貯蓄口座」と訳されています。もともと英国で1999年に10年間の時限付きでスタートした一般投資家の貯蓄支援の制度ですが、2007年に恒久化されました。個人毎に口座を開設し、設定されている預入上限までの投資金額から生まれる利子、配当、キャピタルゲインが非課税扱いとなります。日本の場合、金融庁の要望では、「毎年一定額まで(例えば100万円)の上場株式等への投資に対する配当を非課税とする」(要望を見る限りキャピタルゲインは対象外)、「当面10年間の時限措置とする」と明記されています。毎年の預入上限を100万円として10年間継続すると、最大1000万円までの投資元本に対する配当等が非課税となるわけです。

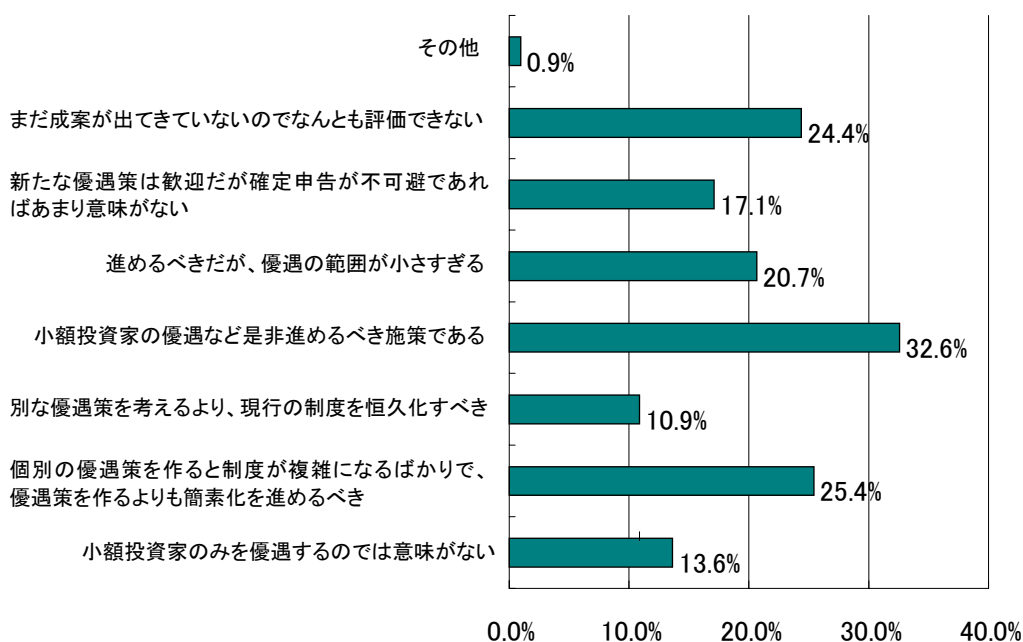
■ 投資家には好意的に受け止められそう

2008年8月29日-9月3日に当研究所が行った40-69歳の投資家6437名に対するアンケート調査で、小額投資家への優遇税制と高齢者への優遇税制に対する評価をそれぞれ尋ねています。その結果、いずれも4人に1人は「まだ成案ができていないので評価できない」と評価を保留していますが、高齢者優遇税制には「高齢者のみを優遇するのは意味がない」といった反対論が多く(32.6%)、逆に小額投資家への優遇税制には「是非進めるべき」との回答が最多(32.6%)となりました。なお、どちらの設問に対しても、税制の簡素化を求める声が多かったことは、注目されます。

詳細は、フィデリティ退職・投資教育研究所のポータルサイト(www.retirement.fidelity.co.jp)をご覧ください。

Data

『小額投資家への優遇税制が導入されたらどう評価するか?』(回答者数6437、複数回答)



- フィデリティ退職・投資教育研究所(以下「FRI」)はあらゆる世代向けの退職後の生活に係る資産設計の教育・啓蒙活動を主たる目的としてフィデリティ投信株式会社内に設立された研究所です。
- 当資料は、信頼できる情報をもとに「FRI」が作成しておりますが、正確性・完全性について責任を負うものではありません。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
- FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。
- 当資料の著作権は、フィデリティ投信株式会社(Fidelity Investments Japan Limited)に帰属します。著作権法により、当社に無断で転用、複製等を行うことを固く禁じます。

なお、投資信託のお申し込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。

- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面を良くご覧下さい。
- ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。
 - ・ 申込時に直接ご負担いただく費用………申込手数料 上限 3.675%(消費税等相当額抜き3.5%)
 - ・ 換金時に直接ご負担いただく費用………信託財産留保金 上限 1%
 - ・ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用………信託報酬上限年率2.0265%(消費税等相当額抜き1.93%)
 - ・ その他費用………上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

ご注意) 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、フィデリティ投信が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しておりますが、当資料作成以降において変更となる場合があります。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に良く目論見書や契約締結前交付書面をご覧下さい。

KI 081127-1

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 388 号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会